

2025年6月11日 改訂版

木更津市マスコットキャラクター「きさポン」

デザインガイドマニュアル



木更津市マスコットキャラクター きさポン



はじめに

このデザインガイドマニュアルは、木更津市マスコットキャラクター「きさポン」を使用するときの基本的なルールが記載されています。マニュアルをよく読んでご使用ください。

使用上の注意

「きさポン」の著作権は木更津市に帰属しています。使用するときは木更津市へお申し込みください（個人的な使用を除く）。
また、「きさポン」のデザイン及びデータを無断で複製・改変・二次的使用等を行うことはできません。

もくじ

- 1. 標記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2. 色の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3. デザイン改変（加工）の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4. 遵守事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 5. 使用が認められない申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 6. その他の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 7. きさポン イラスト一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 8. デザイン使用の申し込みの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13



1. 標記

きさポンのデザインを使用するときは、原則次の標記を付してください。

標記

- ・ 木更津市マスコットキャラクター きさポン
- ・ 木更津市 きさポン
- ・ きさらづし きさポン
- ・ きさらづ きさポン
- ・ きさポン

使用例



木更津市 きさポン

・「きさ」はひらがなで、「ポン」はカタカナです。

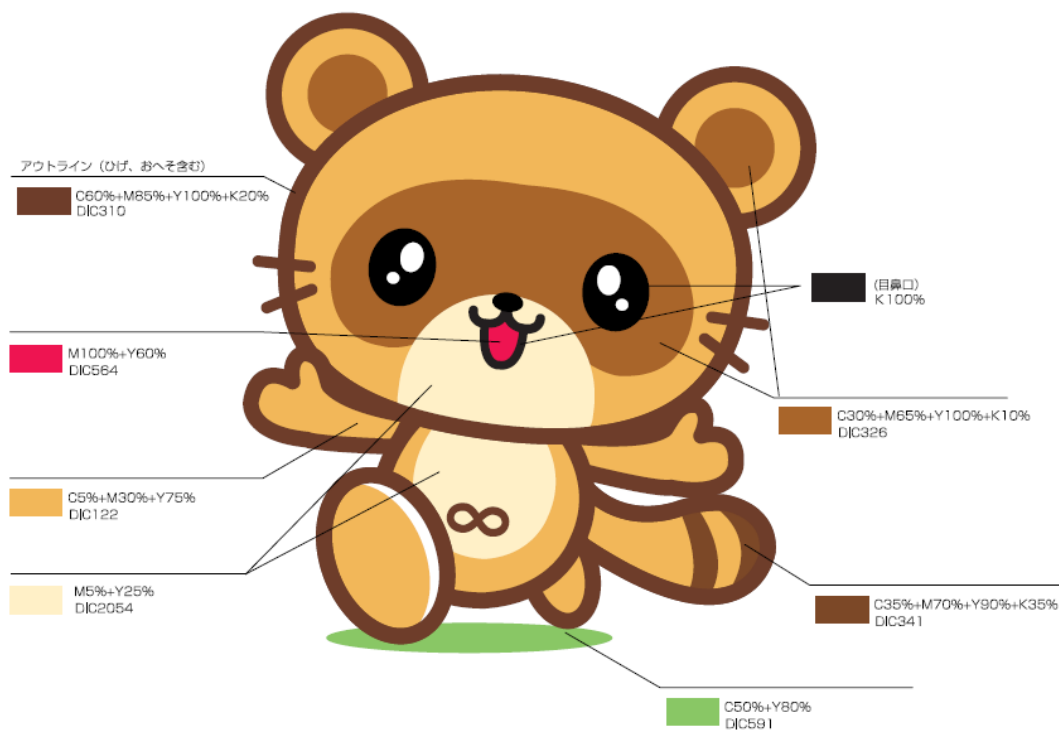
○ きさポン ✕ きさぽん ✕ キサポン ✕ KISAPON

・書体の指定はありません。



2. 色の指定

カラーの場合は次の表示に従ってください（色は変えないでください）



きさポンのプロフィール

【平成24年（2012年）7月2日生まれ】

きさポンは木更津市制施行70周年を記念して誕生したタヌキをモチーフとしたキャラクターです。「きさポン」という名前は、木更津市内の小学校の子どもたちが名前を付けました。きさらづの「きさ」と、タヌキがお腹をたいたときの音「ポン」を合わせて「きさポン」です。おへそのマークは無限大 ∞ を表し、「人と人とのつながりは無限に広がっている」ことをイメージしています。



3. デザイン改変（加工）の禁止

きさポンのイラストは、次のような改変（加工）はしないでください。

- イラストの縦横の比率を変えないこと



縦に引き伸ばす



横に引き伸ばす



- イラストを反転させないこと



もとのイラスト



反転させたイラスト



3. デザイン改変（加工）の禁止

- イラストの上に文字や他のイラストなどを重ねないこと



- イラストに特殊なデザインの背景や文字などを入れて加工しないこと



よろしくね



3. デザイン改変（加工）の禁止

- トリミングをしたり、背景ときさポンを切り離して使用しないこと



もとのイラスト



もとのイラスト



- バランスを変えないこと



もとのイラスト



4. 遵守事項

- 【1】 許諾された内容により使用すること。
- 【2】 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 【3】 デザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- 【4】 原則としてデザイン等又は物品・サービスにはデザインガイドマニュアルに従った標記を付すること。
- 【5】 原則としてデザイン等又は物品には許諾番号を付すること。
- 【6】 許諾に際して「このマークはデザイン等又は物品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- 【7】 許諾にかかるデザイン等又は物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

5. 使用が認められない申請

- 木更津市の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を市が支援しているような又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
- 「きさポン」のイメージを損なうおそれのあるとき
- その他市長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。



6. その他の注意事項

- 特定の商品や企業・店・個人などを宣伝することはできません。

(ふきだしなどをつける場合は特に注意してください)



- イラストは、許諾を受けたイラストのみ使用できます。
- 使用期間は年度ごとに区切っています。年度をまたいで使用されたい場合は、年度ごとのお申し込みとなりますのでご注意ください。

例) 10月1日から翌年5月31日まで使用したい場合

使用期間 10月1日～3月31日の使用申込

使用期間 4月1日～5月31日の使用申込

※同じ申請内容で次年度も引き続き使用したい場合も、再度お申し込みください。

- 使用開始日は申請日から遡っての申請はできません。

例) 申請日 5月15日 使用開始日 5月1日 ✕

- きさポンのデザインを使用してグッズなどを製作する場合は、事前に申請が必要となり、販売等収益を目的としたデザインの使用は有償です。

(個人で使用する場合は必要ありません)



7. きさポン イラスト一覧

		
基本形	ウイング	お辞儀
		
ジャンプ	ボード持ち ※	案内
		
歌 う	座 る	指差し
		
笑 う	お祭り	歩 く



7. きさポン イラスト一覧

 走 る	 お祭り	 市の木ツバキ・市の花サツキ
 おめかし	 消防敬礼	 線 画
 顔（右）	 顔（左）	 顔（正面）
 花 見	 花火大会	 紅 葉

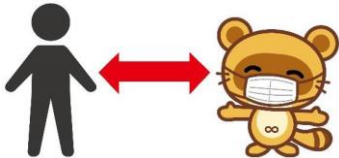


7. きさポン イラスト一覧

		
アクアライン	潮干狩り	アクアラインマラソン
		
サッカー①	サッカー②	ゴールキーパー
		
ナイジェリア	マスク	手洗い
		
うがい	検 温	換 気



7. きさポン イラスト一覧

 ソーシャルディスタンス	 ブルーベリー	 サイクル
 食育	 モバイル ※	 オーガニック
 ヘルメット	 80周年記念	 80周年記念（お祝い）
 80周年記念（応援）	 アート	 アウトドア



7. きさポン イラスト一覧

 交通安全	 考える	 野菜
 ごみ拾い	 ハート	 ひらめき
 勉強	 料理	

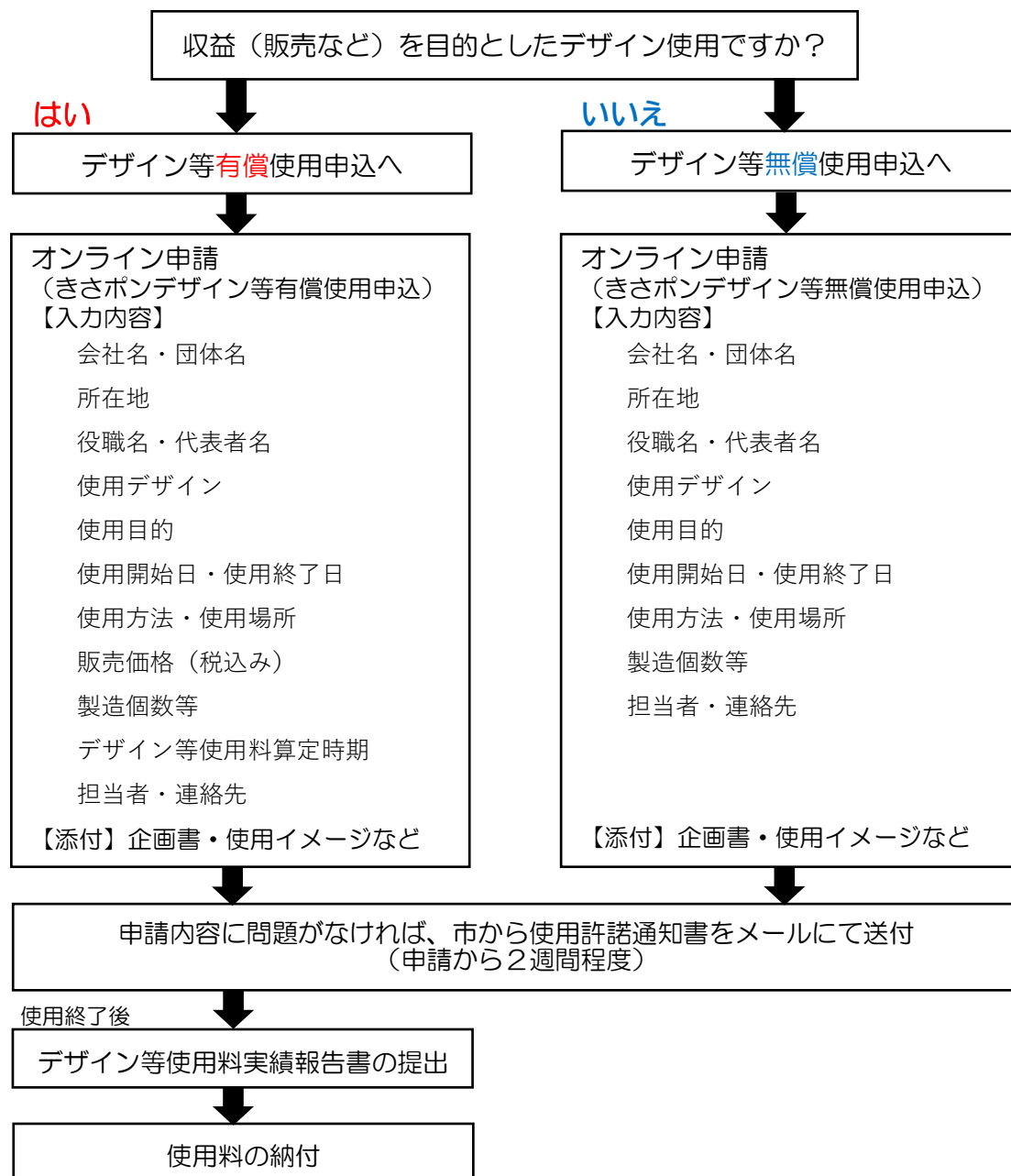
※「ボード持ち」・「モバイル」は、空欄の枠内に文字等を入れて使用できます
(枠内から文字等がはみ出しての使用は禁止)。

なお、団体・企業・お店などの名前や商品名、イベントなどをPR するための文字
を入れることはできません。



8. デザイン使用の申し込みの流れ

お申し込みは、「デザイン等使用取扱要領」・「デザインガイドマニュアル」をよく読んでお申し込みください。また審査には時間がかかる場合がありますので、使用開始日に間に合うよう余裕をもってお申し込みください。





木更津市 企画部 シティプロモーション課

〒292-8501

木更津市富士見 1-2-1 駅前庁舎

TEL 0438-23-7460

FAX 0438-23-9338

MAIL promo@city.kisarazu.lg.jp